

(改定後会則)

大塚小学校同窓会会則

- 第1条 (名称) 本会は大塚小学校と称する。
- 第2条 (目的) 本会は大塚小学校の教育振興を図り、会員相互の旧交を深める。
2 本会は母校の恒久的な存続を願い、以って母校と地域との連携の深厚を推進する。
- 第3条 (会員) 本会は次の会員を以て構成する。
通常会員 本校卒業生
特別会員 本校職員
- 第4条 (事務所) 本会の事務所は、稲沢市立大塚小学校に置く。
- 第5条 (役員) 本会に次の役員を置く。
会長1名 副会長1名 庶務・会計1名 会計監査1名
幹事若干名
- 第6条 (任期等) 本会の役員は、役員会によって会員中より選出する。役員任期は、3年とし、留任を妨げない。
- 第7条 (職務) 会長は本会を代表し、業務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代理をする。
庶務・会計は本会の庶務及び会計事務に当たる。
幹事は学年代表とし、各学年間の連絡・調整を行う。
- 第8条 (役員会) 本会は毎年5月に役員会を開催し、次の事業を行う。但し、必要に応じて臨時役員会を開くことができる。
(1) 会務・会計の報告
(2) 役員を選出
(3) 本会の目的を達成する事業の推進
(4) その他
- 第8条の2 (持回役員会)
会長は次の条件を満たすと判断した場合、副会長・庶務会計・事務局の了承を得て前項の役員会を省略することができるものとする。但し、この場合においても会計監査を了し、役員会の省略の事実と前項役員会と同等程度の報告書を各役員に送致しなければならない。
(1) 特段の行事がない場合
(2) 特段の収入と支出がない場合
(3) 役員の変動がない場合
(4) 会則の変更を伴わない場合
(5) 役員会省略について他の役員の異議がない場合
- 第9条 (会費等) 本会の費用は入会金・利子及び寄付金、その他の収入を以て充てる。
入会金は、卒業時に300円とする。
- 第9条の2 (会計年度)
本会の会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日にて終了する。
- 第10条 (改正) 本会の会則を改正しようとする場合には、役員会又は臨時役員会において決議されなければならない。

- 附則1 平成14年3月1日制定
附則2 平成15年4月24日改訂 (第9条改正・第9条の2新設)
附則3 平成16年4月24日改訂 (第8条の2新設)
附則4 平成25年5月30日改訂
(第2条2項新設・第6条、第8条、第9条の2、第10条改正)